

臺灣臺中地方法院民事裁定

115年度補字第917號

原告 查化育

被告 宏泰人壽保險股份有限公司

法定代理人 李啓賢

一、上列當事人間請求給付保險金事件，原告起訴未據繳納裁判費，按以一訴主張數項標的者，其價額合併計算之。以一訴附帶請求其起訴後之孳息、損害賠償、違約金或費用者，不併算其價額。民事訴訟法第77條之2第1項本文、第2項定有明文。故以一訴附帶請求起訴前之孳息、損害賠償、違約金或費用部分，數額已可確定，應合併計算其價額。查，原告起訴請求被告應給付原告新臺幣（下同）632,905元及如附表所示之利息，依上開規定，以一訴附帶請求起訴前之利息，應併算其價額，則原告本件訴訟標的價額為711,402元（計算式如附表所示），應徵第一審裁判費9,560元。茲依民事訴訟法第249條第1項規定，限原告於本裁定送達後5日內補繳，如逾期未補繳，即駁回原告之訴。

二、特此裁定。

中華民國 115 年 7 月 25 日

民事第三庭 法官 林秉賢

如不服本裁定關於訴訟標的價額核定部分，應於本裁定送達後10日內向本院提出抗告狀，並繳納抗告裁判費新臺幣1,500元（關於命補繳裁判費之裁定，並受抗告法院之裁判）；其餘部分不得抗告。

中華民國 115 年 7 月 27 日

書記官 項珮欣

附表：

請 求 金額	編 號	類 別	計 算 本金	起 算 日 (理 賠 申 請 書	終 止 日 (起 訴	計 算 基數	年 息 (%)	給付總額
-----------	--------	--------	-----------	-------------------------	----------------	-----------	------------	------

				送達原告之翌日)	前一日)			
63 萬 2,905 元	1	利息	8 萬 3,841 元	113 年 5 月 7 日	115 年 3 月 23 日	(1+32 1/36 5)	10	1 萬 5,757.51 元
	2	利息	9 萬 9,299 元	113 年 5 月 31 日	115 年 3 月 23 日	(1+29 7/36 5)	10	1 萬 8,009.85 元
	3	利息	15 萬 5,238 元	113 年 6 月 22 日	115 年 3 月 23 日	(1+27 5/36 5)	10	2 萬 7,219.81 元
	4	利息	9 萬 4,278 元	114 年 8 月 19 日	115 年 3 月 23 日	(217/ 365)	10	5,605.02 元
	5	利息	6 萬 6,317 元	114 年 8 月 19 日	115 年 3 月 23 日	(217/ 365)	10	3,942.68 元
	6	利息	6 萬 7,946 元	114 年 8 月 19 日	115 年 3 月 23 日	(217/ 365)	10	4,039.53 元
	7	利息	6 萬 5,986 元	114 年 8 月 19 日	115 年 3 月 23 日	(217/ 365)	10	3,923 元
	小計（元以下四捨五入）							
合計								71 萬 1,402 元